

香芝市告示第52号

香芝市地域包括支援センター設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月27日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市地域包括支援センター設置要綱の一部を改正する要綱

香芝市地域包括支援センター設置要綱（令和7年告示第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 案				現 行			
(名称等) 第2条 〔略〕				(名称等) 第2条 〔略〕			
名称	位置	設置者	担当する区域	名称	位置	設置者	担当する区域
香芝市中央 地域包括支 援センター	香芝市逢坂一丁目 374番地1	香 芝 市	香芝北中学校の通学 区域及び北今市一丁 目～七丁目	香芝市中央 地域包括支 援センター	香芝市逢坂一丁目 374番地1	香 芝 市	香芝中学校及び香芝 北中学校の通学区域
香芝市東地 域包括支援 センター	香芝市下田西二丁 目7番61号	社 会 福 祉 法 人 誠 敬 会	香芝東中学校の通学 区域	香芝市東地 域包括支援 センター	香芝市下田西二丁 目7番61号	社 会 福 祉 法 人 誠 敬 会	香芝東中学校の通学 区域
香芝市西地 域包括支援 センター	香芝市畑三丁目81 7番地1 ロイヤ ルビュー香芝101 号	社 会 福 祉 法 人 功 有 会	香芝西中学校の通学 区域	香芝市西地 域包括支援 センター	香芝市畑三丁目81 7番地1 ロイヤ ルビュー香芝101 号	社 会 福 祉 法 人 功 有 会	香芝西中学校の通学 区域
香芝市南地 域包括支援 センター	香芝市良福寺668 番地43	社 会 福 祉 法 人 は る 陽 の 郷	香芝中学校の通学区 域(北今市一丁目～七 丁目を除く。)				

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。